

第3期障がい福祉計画の策定について

障がい保健福祉課 23. 2. 10

障がい福祉計画は、障害者自立支援法の規定に基づき、都道府県及び市町村が国の定める基本指針に即して、障がい者の地域移行等に関する目標値や、障がい福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び見込み量確保のための方策などを定めるものである。

同計画は3年ごとに策定することとされており、第2期計画の計画期間が平成23年度で終了するため、今年度内に第3期計画（計画期間：平成24～26年度）を策定する。

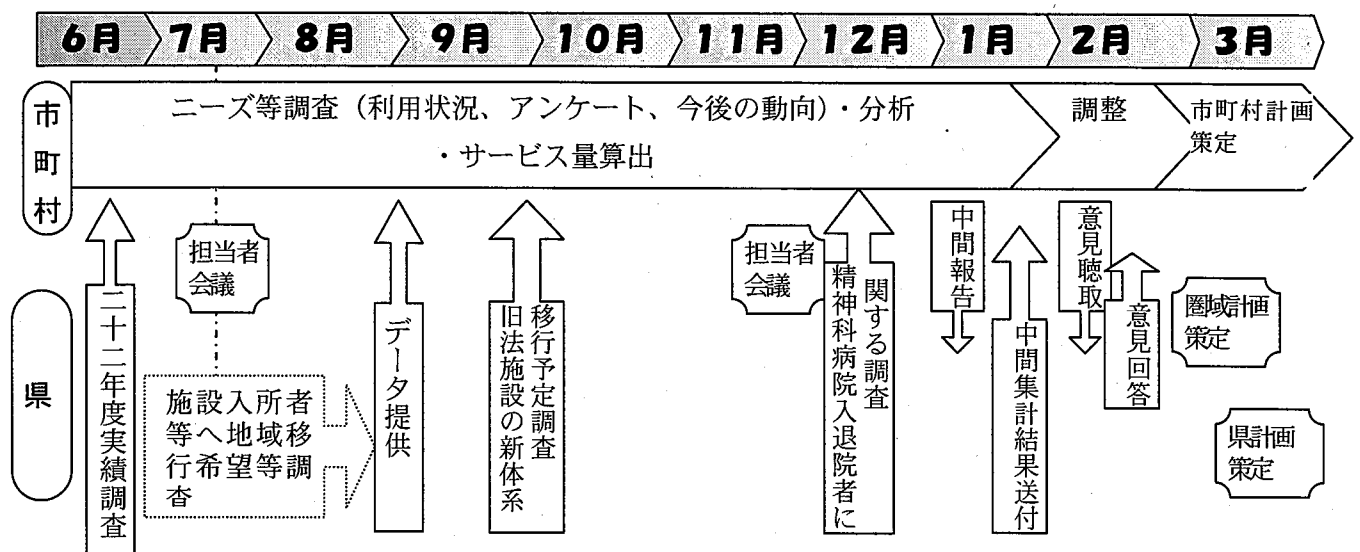
1 障がい福祉計画に定めるべき事項（国の基本指針より）

- ① 計画の基本的理念等（計画の法令根拠、趣旨、基本的理念、目的、特色等）
- ② 平成26年度における数値目標
- ③ 区域の設定
- ④ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び見込み量の確保のための方策
- ⑤ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策
- ⑥ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ⑦ 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ⑧ 地域生活支援事業の実施に関する事項
- ⑨ 計画の期間及び見直しの時期
- ⑩ 計画の達成状況の点検及び評価

2 これまでの取り組みと今後の予定

県障がい福祉計画の目標値やサービス見込み量は、市町村障がい福祉計画の積み上げにより算定している。このため、市町村においてニーズ調査やサービス見込量の算出が的確になされるよう、県において全県的に共通する調査を実施し市町村に対し情報提供を行うとともに、各障がい福祉圏域ごとの計画も策定することとなっていることから、各広域振興局保健福祉環境部等が市町村と連携・調整しながら、サービス見込み量等の検討を行ってきた。

今後、各市町村において策定する第3期計画を踏まえ、岩手県障害者施策推進協議会、岩手県障害者自立支援協議会の意見を聴いたうえで、3月末までに県計画を策定する。



第 3 期 障 が い 福 祉 計 画 (骨 子 案) の 概 要

【計画の根拠、趣旨、位置づけ】
 ○障害者自立支援法第 89 条の規定により、市町村が定める障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制について定める計画です。
 ○「岩手県障がい者プラン」(平成 23 年 2 月策定)において本県の障がい者施策の基本的方向や施策について定めており、これらの施策を実行するためのサービス提供体制の整備・確保について定める計画です。

【計画の期間及び見直しの時期】
 ○平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間の計画です。
 ○東日本大震災津波により第 3 期計画の策定が平成 24 年度以降になる市町村があることから、全ての市町村が第 3 期計画を策定した段階で見直しを行います。
 ○第 4 期障がい福祉計画については、平成 26 年度中に策定します。

【基本理念】

- 1 障がい者の自己決定と自己選択の尊重
 障がい者が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくため、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。
- 2 地域間格差の解消等
 市町村に対する支援やサービス基盤の計画的な整備を推進することにより、地域間の格差のあるサービスの均てんを図ります。
 また、発達障がい者や高次脳機能障がい者についても法に基づく給付の対象となるものであり、その周知を図ります。
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えとともに、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限活用しサービス提供体制の整備を進めます。

◀障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方▶

- ① 県内どこでも必要な訪問系サービスを保障します。
- ② 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障します。
- ③ グループホーム等の充実を図り、地域生活への移行を推進します。

◀相談支援体制の確保に関する基本的考え方▶

- ① 市町村の基幹相談支援センターの設置を推進します。
- ② 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の緊密化を推進します。

【区域の設定】
 現行の 9 障がい保健福祉圏域(盛岡・岩手中部・胆江・両磐・気仙・釜石・宮古・久慈・二戸)を区域とし、圏域ごとの計画を策定します。

【計画の達成状況の点検及び評価】
 各年度において、目標値やサービス見込量の達成状況を点検・評価し、岩手県障害者施策推進協議会及び岩手県障がい者自立支援協議会の意見を聴いたうえで、所要の対策を講じていきます。

【主な目標値 (H26 年度)】 ※①、③は市町村の素案(中間報告)の積み上げであり、今後調整、修正がありうるもの

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
H26 年度末までの施設入所者削減数 (国指針: 第 1 期計画策定時点の入所者より 1 割以上削減)
 → (目標) 812 人 (H18.7.1 入所者 2,872 人より 2.8 割削減)

H26 年度までの地域移行者数 (国指針: 3 割以上が地域生活へ移行) → (目標) 655 人 (2.3 割) …市町村の数値を精査中

② 入院中の精神障がい者の地域移行
1 年未満入院者の平均退院率 (国指針: H20.6.30 の数値より 7%増加) → (目標) 79.3% (72.3%+7%)
5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数 (国指針: 直近の数値より 2 割増加) → (目標) 159 人 (H22 年度 132 人+2 割)

③ 福祉施設から一般就労への移行等
福祉施設から一般就労への移行者数 (国の指針: H17 年度の 4 倍以上) → (目標) 146 人 (H17 年度 33 人×4.4 倍)
就労移行支援事業の利用者数 (国の指針: H26 年度末の福祉施設利用者数の 2 割以上) → (目標) 372 人 (7,538 人の 0.5 割)
 …市町村の数値を精査中

就労継続支援利用者のうち A 型利用者の割合 (国の指針: 30%が A 型を利用) → (目標) 16.8%…市町村の数値を精査中
 その他、労働施策に関する目標(「公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数」など)を設定

【主なサービスの見込量】 ※市町村の素案(中間報告)の積み上げであり、今後調整、修正がありうるもの。
 ※月間量であること。H22 実績は大槌町分を除く。
 ※計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援は H24 年度からの制度。

	H22 年度実績	H23 年度計画量	H26 年度見込量
訪問系サービス(時間)	19,847	24,345	36,348
生活介護(人日)	29,476	47,945	70,425
就労移行支援(人日)	2,920	8,667	7,429
就労継続支援(A型)(人日)	5,221	4,587	13,485
就労継続支援(B型)(人日)	39,306	54,447	65,715
共同生活介護・援助(人)	1,328	1,608	1,780
施設入所支援(人)	1,126	1,842	2,008
計画相談支援(人)	—	—	2,912
地域移行支援(人)	—	—	109
地域定着支援(人)	—	—	102

【指定障害者支援施設の必要入所定員総数】
 検討中(施設入所支援の見込量、現在の施設の定員等をもとに算定)
 (国指針: 第 1 期計画策定時点より 1 割以上削減)

【主な地域生活支援事業の見込量(都道府県事業分)】

○専門性の高い相談支援事業・・・発達障がい者支援センター(1か所)、障害者就業・生活支援センター(9箇所)、高次脳機能障害支援普及事業(1か所)、障がい児等療育支援事業(1か所)

○広域的な支援事業・・・相談支援アドバイザー設置数(13人)

※市町村事業分については現在集計中

【サービスに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置】

○サービス提供に係る人材の養成
 サービス管理責任者や相談支援従事者等専門職員を対象とした研修や、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者を対象とした研修などを実施するとともに、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材を育成します。

○事業者に対する第三者の評価
 事業者に対する適切な第三者評価を実施できる体制を整備し、積極的な活用を支援します。

○障がい者に対する不利益な取扱いの解消と虐待の防止
 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」により、障がい者に対する不利益な取扱いに関する相談・調整を行います。
 県障害者権利擁護センターの設置や市町村障害者虐待防止センターの設置促進を行うとともに、障がい者 110 番相談室による休日・夜間対応により 24 時間 365 日の相談体制を整備します。また、市町村や事業者を対象とした研修等を行います。